

さいたま市自殺対策医療連携事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第4条に基づき、自殺未遂者、うつ病患者等を救急医療機関、一般医療機関及び行政相談機関から精神科病院又は精神科診療所へ紹介する体制を整備することにより、自殺未遂者へ適切な精神科医療の提供及びうつ病患者の早期発見と早期治療を図り、もって市の自殺対策に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急医療機関 市内の救急告示医療機関のうち本事業の趣旨に同意し、協力医療機関に登録された医療機関をいう。
- (2) 一般医療機関 市内の精神科以外の医療機関をいう。
- (3) 精神科病院 市内の精神科病院のうち、本事業の趣旨に同意し、市と協力医療機関委託契約を締結した精神科病院をいう。
- (4) 精神科診療所 市内の精神科診療所のうち、本事業の趣旨に同意し、市と協力医療機関委託契約を締結した精神科診療所をいう。
- (5) 行政相談機関 精神保健福祉関連の相談を受けている、保健衛生局保健部こころの健康センター、保健衛生局保健所精神保健課、区役所健康福祉部保健センター等をいう。
- (6) 家族等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に基づく家族等をいう。
- (7) 休日 次に掲げる日をいう。
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日
 - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (8) 平日 前号に規定する休日以外の日をいう。

第2章 病院連携事業

(事業内容)

第3条 救急医療機関で診療を受けた自殺未遂者のうち、治療及び処置が終了又は終了する見込みのある患者であり、精神科受診が必要と考えられる患者について、本人又は、家族等の同意により、精神科病院の紹介を行うものとする。

2 精神科病院は、救急医療機関から紹介された自殺未遂者の診療及び治療を行い、必要

に応じて入院等による治療を行うものとする。

- 3 救急医療機関は、本人、家族等の意向等を総合的に判断し、本事業の対象とすることができる。ただし、かかりつけの精神科医療機関がある場合は、かかりつけの精神科医療機関との調整を優先する。

(事業委託)

第4条 市は、前条の事業を精神科病院に委託して実施する。

(輪番体制)

第5条 第3条第2項の事業を実施にあたり、市は診療に十分な体制及び入院に必要な病床を確保するために精神科病院の輪番体制を組むものとする。

- 2 前項に必要な病床は、1日あたり1床とする。

(実施時間)

第6条 事業の実施日及び時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、診療受付時間は各精神科病院の診療時間の範囲内で定めるものとする。

第3章 診療所連携事業

(事業内容)

第7条 一般医療機関を受診したうつ病及びうつ状態の患者のうち、自殺念慮等があり、早急に精神科受診が必要と考えられる患者について、本人の同意により、精神科診療所の紹介を行うものとする。

- 2 精神科診療所は、一般医療機関から紹介された患者に対して診療を行う。
- 3 精神科診療所で診療を行った患者のうち、入院が必要と判断された場合は、本人、家族等の同意により、精神科病院の紹介を行う。
- 4 精神科病院は、前項の規定に基づき紹介された患者の診療及び治療を行い、必要に応じて入院による治療を行うものとする。

(事業委託)

第8条 市は、前条の事業を精神科診療所又は精神科病院に委託して実施する。

(輪番体制)

第9条 第7条第2項の事業を実施にあたり、市は診療に十分な体制を確保するために精神科診療所の輪番体制を組むものとする。

(輪番診療所調整)

第10条 前条における精神科診療所の輪番体制の調整については、事務局で取りまとめのうえ、実施月の前月20日までに輪番表を作成し、精神科病院及び精神科診療所に周知するものとする。

(実施時間)

第11条 事業の実施日及び時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、診療受入れ時間は、各精神科診療所の診療時間の範囲内で定めるものとする。

第4章 行政相談機関

(行政相談機関からの紹介)

第12条 行政相談機関は、相談業務を行うにあたり、本事業の利用が適切と判断した場合は、精神科病院及び精神科診療所へ紹介することができるものとする。

第5章 さいたま市自殺対策医療連携事業事務局

(設置場所)

第13条 保健衛生局保健部こころの健康センター内に、さいたま市自殺対策医療連携事業事務局（以下「事務局」という）を置く。

(業務)

第14条 事務局は、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関間における対象者紹介に関する連絡調整業務を行う。

2 事務局は、その他、本事業に関する業務を行う。

(自殺対策医療連携専用電話の設置)

第15条 事務局には、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関からの相談及び連絡調整を行うための自殺対策医療連携専用電話（以下、「専用電話」という。）を設置する。

2 専用電話の電話番号は、一般には非公開とし、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関のみに周知するものとする。

(開設時間)

第16条 事務局における相談及び連絡調整時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(連携)

第17条 事務局は、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政

相談機関との密接な連携を図り、円滑な運営を図るよう努めるものとする。

第6章 さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議

(会議の設置)

第18条 さいたま市自殺対策医療連携事業の円滑な運営及び関係機関の緊密な連携を図るため、「さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議」を設置する。

2 本会議の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日より施行する。ただし、当該要綱の事業については、平成22年10月1日から実施するものとする。

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。